



免許における5G周波数の指定方法について

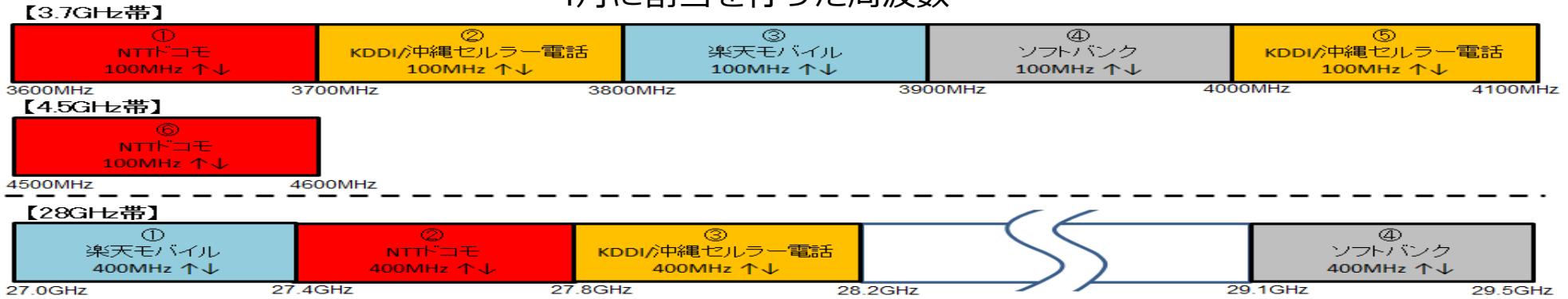
2019年11月26日

新世代モバイル通信システム委員会
技術検討作業班
事務局

1. 現行の周波数指定方法

① 本年4月に、Sub6帯（3.7GHz帯及び4.5GHz帯）については100MHz毎、mmW帯(28GHz帯)については400MHz毎に携帯電話事業者に周波数を割当

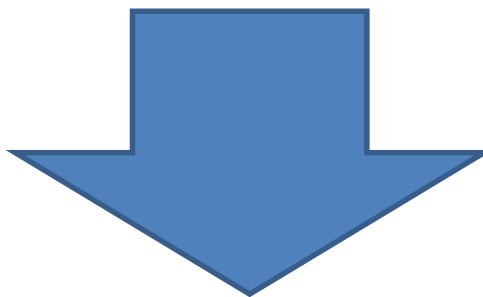
4月に割当を行った周波数



② 一方、3GPP仕様の5Gシステムの場合、測定可能な周波数の中心を4月に割り当てた帯域の中心に合わせることができない場合がある（例：3600-3700MHzの100MHz幅の場合、無線局から発射される電波のうち、測定可能な周波数は3650.01MHzとなる）

③ そのため、現行制度では測定可能な周波数（3.6GHz帯であれば3650.01MHz）を周波数の中心として指定し、免許を付しているところである。また、占有周波数帯幅は割当を受けた周波数帯域から逸脱しない範囲で指定している（3600-3700MHzの場合は、「中心周波数3650.01MHz、占有周波数帯幅99.98MHz」と指定することで、周波数の範囲を3600.02-3700MHzに収めている）

現行の周波数の指定方法については、NTTドコモより第17回技術検討作業班（10月7日開催）において、3GPPにおける占有周波数帯幅の規定（100MHz）と国内における免許時の占有周波数帯幅（99.98MHz）の差分により、国際規格を満たしていても国内では利用できない機器が出てくる可能性があるという指摘を受けたところ。



今後の方向性

前回作業班における指摘を踏まえ、国際規格と国内の周波数の指定範囲の整合がとれるように、免許における周波数の指定は、

- ・ 割当を受けた周波数の中心周波数（例:3650MHz）とする
- ・ 下限から上限まで（例:3600－3700MHz）を指定できるようにする

等の方策を講じたうえで、工事設計認証や登録点検においては発射される中心周波数（例:3650.01MHz）で測定することが可能となるように、制度改正を行う。